

埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会規則

平成二十一年三月三十一日

規則第六十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和二年規則三二号〕

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成二五年規則五二号〕

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

一部改正〔令和二年規則三二号・三年一〇号〕

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年七月三十日規則第五十二号）

1 この規則は、平成二十五年七月三十一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年六月三十日までとする。

附 則（令和二年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。